

令和4年第8回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和4年8月25日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎 2階 大会議室

○ 出席した委員 (19名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(0名)

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	山本 孝浩
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第36号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第37号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第38号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第39号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第40号	農用地利用集積計画の策定について(貸借)
議案第41号	農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 1 4 番 (上田)

議事録署名人 1 5 番 (倉田)

開 会 令和4年8月25日 午後3時00分
局 長 (野村 隆二君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
それでは定刻となりましたので、ただいまから令和4年第8回農業委員会総
会並びに協議会を開会させていただきます。
まず初めに氣賀澤会長より挨拶を申し上げます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)
皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)
8月に入りまして暑い日が続いていると思いましたが、また雨模様の蒸し暑
い日が続いています。
昨年はお盆のときに長雨がありまして、ソバが全滅してところもあれば、い
もち病が発生したということもありまして、昨年度の農業生産にはかなり大
きな打撃を受けました。
今年も8月に入って似たようなところはありましたけれども、前回の法人の
理事会のときに県の菅澤係長も来られまして、いもち病については一部出て
いるところもあるけれども去年ほどではないというふうな話をされておりました。
また、ソバについては、恥ずかしい話ですが、私は昨年5反歩全てを駄目に
しまして、今年は、快調とまではいきませんが、去年に比べればまあま
あのできかなあと思っております。
私の畑は中割なんですけれども、私の地元の市場割地区を見ますと近年にな
いソバの生育になっておりますので、今年はソバ、米ともに豊作になるんでは
ないかということを期待しております。
ただ、これからまたちょっと天気がぐずつくようなこともありますので、油
断はできないかなということが感じられます。
蒸し暑い中の会議になりますが、速やかに短時間で進めたいと思いますので、
御協力のほうをよろしく願いいたします。
ありがとうございます。
以上です。

局 長 (野村 隆二君)
ありがとうございました。
続きまして会議前の一言と農業委員会憲章朗読、1番 村上英登委員、よろ
しく願いいたします。

1 番 (村上 英登君)
私は前期からでは4回目の会議の前の一言であります。何を言っているか分
からないんですけど、お盆の間にいろいろ考えてきました。

それで、私の本職は、高校を出てから、いまだに測量をやっています。測量と言っても、毎日機械をのぞいて土地を測ったりする部分もありますけど、そればかりじゃなくていろいろの調査もしています。皆さんも1度は見たことがあるかもしれませんが、交通量調査、橋の点検調査っていうのも主に測量の仕事でやっています。

ちょうど50年前、高校を出たときに中央道が名古屋から駒ヶ根インターまで開通しました。その後、駒ヶ根から伊北、岡谷ジャンクションまでの仕事に結構行っておりました。

そのときに大手の会社がいろいろと最新の機械を持ってきて、例えば距離を測る機械がありまして、ボタン1つで距離を100m、200mと測れる機械がありましたけれど、その当時の機械は大きくて重くて、よくエラーが出ました。

それと同じように国で今推奨しているスマート測量が主流になってくると思いますけど、測量機械も今はもうGPSやドローン等が主になって少人数でも測量ができる時代になってきましたけれど、それを凶化するソフトが100万円、200万円、いろいろ機械とセットで買うと1,000万円以上は優に超えます。

スマート農業はお金がかかるっていう人もいましたけれど、それがだんだん主流になっていくと思います。この米価が安い中で、今後そういうお金がかかるものがどうなっていくかっていうのが心配であります。

先月の小原委員さんも言ったように、私も頑張って体力、気力が続く限り測量の仕事と野良仕事をやっていって、まだまだ先なんですけど、JAの発行している「る～らる」の「今も輝いて…」っていうコーナーに八十何歳、九十歳ぐらいの人が載っていますけど、それぐらいまで頑張っていきたいと思います。

以上です。

それでは、駒ヶ根市農業委員会憲章前文を読ませさせていただきますので、続いて御唱和をお願いします。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）

これより令和4年8月1日付、告示第8号をもって招集した令和4年第8回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。

委員定数19名、ただいまの出席委員数19名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。

お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。

日程第1 議事録署名人の指名をいたします。

議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において14番上田佳子委員、15番 倉田益式委員を指名いたします。

さんと一緒に立ち会うことができました。

その中で、営農型太陽光発電施設として下のシートのところでブルーベリーを栽培するというので、シートがあるために雨が降った場合は水が結構流れるのではないかと質問した結果、今現在あるところとこれから作るところに浸透ますを作るということでありましたので、雨の場合はそれでいいかなと思います。

あとはこれといってありませんでしたが、手前のほうではもう既に営農型太陽光発電施設でブルーベリーを栽培しているということでもありますので、特にこれという問題はないかと思えます。

以上です。

3 番 (堀 敏君)

2 番です。

8 月 8 日に現地確認をいたしました。

現地は■■■■地区で、地図を見ていただくとお分かりになりますが、新興住宅がずっと立ち並ぶ、そういう中に長年農地として取り残されて放置状態になっていたということでございます。

今回は新しく農地法 5 条で■■■■さんという方が住宅を建てられるということで、放置状態がようやく解消するというので、特に問題はないというふうに思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

1 5 番 (倉田 益式君)

1 番についてなんですけれども、ブルーベリー栽培をしながら太陽光発電をするということなんですけれども、今までにうまくブルーベリーが栽培できて出荷しているというような実績があるんでしょうか。

2 5 番 (米山 茂寿君)

2 ページ地図の 1 番になりますが、黒い部分の道路側、今こちらのほうで太陽光発電施設でのブルーベリー栽培をやっているということで、まだ木のほうが小さいというか、通常というかになっていないために 2 パックか 3 パックぐらいしかまだできていないということで、今年の場合はそのぐらいだったと聞いています。

1 5 番 (倉田 益式君)

というのは、ちゃんと農地として栽培できる見込みがあるのかどうなのかということなんです。やっているふりをしていただけということもあるかと思うんで

すけれども、こういうふうに太陽光パネルを設置して農地としてちゃんとできているってところは駒ヶ根市の中にもほかにあるんですか。

主 査 (出口 大悟君)

営農型太陽光発電の許可ですが、今、駒ヶ根市内で計3件、許可を受けているところがありまして、今回の申請地の南側、今、米山委員さんの御説明いただいたところが一番古い許可といたしますか、3年前に許可を受けたところになるんですけれども、まだ3年目で、本格的な収穫っていうのは4年目以降の計画となっています。

毎年、生育状況については確認をされていて、またこの後御説明いたしますが、農地パトロールの際に営農型で許可を受けたところは毎年生育状況を確認することになっていますので、今年もそこで確認を行います。

今回の■■■■さんについては、まだ3年目ということで本格的な収穫には至っていないんですけれども、毎年の報告で順調に生育しているっていうことは確認しております。

ほかの2か所については、まだ今年許可を受けたところですので、まだ全然収穫とかそういったところではないので、一番古い許可が■■■■さんですので、そこについては一定以上順調に生育しているところを確認しています。

以上です。

15番 (倉田 益式君)

分かりました。

私もブルーベリーを作っていますので、現地を確認に行きたいと思います。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ほかに……。

12番 (宮下 修君)

すみません。同じ■■■■さんのところなんですが、今回申請になる黒いところと■■■■さんの境界には段差があったんですけどつけね。地図でいう東側、■■■■さんの側の水対策っていうのはどんな具合なのかなということなんです。

太陽光発電施設、ブルーベリーを作っているところへ集積して浸透ますを作るっていうような話だったんですけど、今回の場所は東側に段差があったような気がするんで、そこら辺の水対策がちょっと気になるのかなあとと思います。

25番 (米山 茂寿君)

段差のほうはほぼなくて、北側から南側に対して斜面になっているわけです。それで南側のほうに浸透ますを設けるということです。

一応、北側のほうの■■■■さんのほうの関係は、ちょっとまた水利の関係は■■■■さんのほうに聞いておきますけど、全体的に北側から南側に対して低くなっ

ているために、多分それで一番低いところの境界というか、今あるブルーベリーとの間に浸透ますを設けてってということだと思いますが、一応また東側の■■■さんのほうは■■■さんのほうに聞いておきます。

12番 (宮下 修君)

水を持って行って一番低いところは、南側の道路際、そこへ一番集まってくと思うんです。東にシートを張った場合には東へ流れないような手段を講じてもらっておいたほうが、盛土的な形でも何でも少ししてもらっておいたほうが安全なのかなと思いますので、そんなところですよ。

10番 (春日 知也君)

すみません。同じ案件で、ちょっと頭の整理のために教えていただきたいんですけども、これは、かつてあった計画変更では農地を工場にするっていうことで転用許可になって、それをまた今度は営農型太陽光発電にするってことは、農地の上に柱を立てて太陽光発電をするっていう話だったと思うので、そうすると、1回は工場になったんだけども、もう一遍農地化するという、そういう意味でよろしいですか。柱の部分だけ農地転用をしていくっていう、そういう意味でよろしいんでしょうか。

主査 (出口 大悟君)

今回の2筆については、工場で許可を取ったんですけど、工場としては事業が実施されずにそのまま遊休農地っていう形で残ってしまっていたので、今回は、工場で許可を受けたところを、工場から一部は営農型の支柱、残りは農地にするという変更になります。

10番 (春日 知也君)

ありがとうございました。

会長 (氣賀澤 道雄君)

春日委員、よろしいですか。

10番 (春日 知也君)

はい。

会長 (氣賀澤 道雄君)

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

議案第36号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、これを原案どおり可決することに決定いた

主 査

しました。

議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(出口 大悟君)

それでは議案書 3 ページをお開きください。

農地法第 3 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 4 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ左側を御覧ください。

3—1 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの北 4 筆、計 3,616 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は県外に居住しているが駒ヶ根へ移住後に新規就農する予定であることから当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法 3 条 2 項に適合してございます。

こちらの譲受人の耕作面積欄が現在はゼロとなっておりますが、今回の申請地につきましては先月までに面積要件について別段面積の許可を受けているところになりますので、今回は 1a 以上ということで面積要件についても満たすと判断したところでございますので、御承知おきください。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 4 ページ右側を御覧ください。

3—2 で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの南 2 筆、計 6,124 m²になります。

3 ページにお戻りください。

契約内容でございますが、賃借。

こちらの申請につきましては、農地法 3 条ではありますが、耕作を目的とした権利設定ではなく、農地法 3 条 2 項の中にただし書として示されております
手続となりまして、農地の地下等に工作物を所有するための権利設定する際に
必要な手続となります。

今回につきましては、太陽光発電に係る送電線、いわゆる自営線を地下に埋設するに当たり権利を登記するため農地法 3 条の許可を受ける手続となっております。

なお、今回、自営線を埋設する作業につきましては以前既に5条申請の一時転用許可を得た上で完了しておりますので、これから何かを埋設するとか、そういったことではございません。

変更理由でございますが、借受人は太陽光発電において発電した電力を送電する自営線を農地の下部に埋設するため当地を使用したい、貸付人は当地の営農に支障がない旨を現地確認した上で借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項ただし書の内容に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては5ページ左側を御覧ください。

こちらにも2件目の申請と同じ内容になっております。

中沢区、XXXXXXXXXXの南1筆10.74㎡になります。

契約内容でございますが、賃借。

理由でございますが、借受人は太陽光発電において発電した電力を送電する自営線を農地の下部に埋設するため当地を使用したい、貸付人は当地の営農に支障がない旨を現地確認した上で借受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項ただし書の内容に適合してございます。

続きまして4件目でございますが、場所につきましては5ページ右側を御覧ください。

3—4で表示した場所になります。

中沢区、XXXXXXXXXXの西1筆95㎡になります。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は自身が営農する農地と一体的に管理するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法3条2項に適合してございます。

以上4件につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

6 番 (田村 晴男君)

1番の説明をさせていただきます。

この件につきましては、先月も別段申請がありまして同じような名前の人が出てくるんですけど、私もその都度何回も行って見慣れた土地になってしまいましたが、空き家バンクの関係で市のほうで管理している家付農地という形で

購入をする予定でございます。

そして、この方は今現在■■■■に住んでいるということですが、もう既に市内にアパートを借りて単身で来て農業修行をしているという形で、新規就農の準備を着々と進めているという形です。

これから家のほうのリフォームをして新規就農という形になるわけですが、イチゴの営農をしていきたいということで、今は就職という形でそこへ入って、それを進めていくというような形でやっていくようであります。

すごく意欲に燃えておりますので、私たちのほうもバックアップをしていきたいなあというふうに考えております。

以上です。

4 番 (北澤 満君)

2番と3番は同じ案件ですので御説明させていただきます。

もう既に工事は終わっている中で、事務局のほうで説明がありましたように、どうしても法務局のほうで3条の許可申請を取ってほしいということで、改めての3条申請ということになります。

工事内容を見ていくと、橋のところはどういうふうに工事するかっていうのは、道路を掘り割ってきて、橋は横へ線を渡すということで、どうしても農地へ若干かかるということになりますので、こういう工事になったのかなというふうに思っております。

耕作するには全く問題ないところでありますので、工事が終わった後の事後報告みたいな感じになりますけど、別に問題ないというふうに思っております。

7 番 (森 武雄君)

4番につきましては、8月7日に北澤委員と私の2人で現地確認をいたしました。

なお、譲受人にも同行していただいて話を伺っております。

譲渡人につきましては高齢で現在は農業ができずにおりまして、土地を手放したい意向があります。当該地の隣に住んでいる■■■■さんに譲渡する話がまとまりまして申請が上がってまいりました。

現在この土地の奥にある土地も譲受人の■■■■さんの土地でありまして、一体的に管理をしたいということもありまして申請があったということです。

特に問題はないと判断をいたしました。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、意見がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 37 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
議案第 38 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)
それでは議案書 6 ページをお開きください。
農地法第 4 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。
計 2 件でございます。
まず 1 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの左側を御覧ください。
4—1 で表示した場所になります。
福岡区、XXXXXXXXXXの北 2 筆、計 363 m²になります。
申請目的でございますが、住宅敷地。
理由でございますが、申請人は先代の頃より住宅敷地として使用していたが、敷地の一部について農地法等の取手が取られていないことが判明したため、今回手続を取り引き続き住宅敷地として使用したいというものでございます。
農振法等でございますが、第 1 種住居地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。
続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 7 ページの右側を御覧ください。
4—2 で表示した場所になります。
中沢区、XXXXXXXXXXの南西 2 筆、計 92 m²になります。
申請目的でございますが、農業用倉庫用地。
理由でございますが、申請人は、農業用倉庫の用地として以前より使用していた敷地の一部について農地法等の取手が取られていないことが判明したため、農業用機械の維持、保管を目的として引き続き使用したいということであり、今回手続を取るというものでございます。
農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域内となっておりますが、農用地利用計画に指定された用途に使用する場合は農用地区域内でも転用できるというものになっておりまして、令和 4 年 7 月 11 日付で農用地利用計

画を農用地としての利用から農業用設備として利用に変更し、公告済みであります。

以上2件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

13番 (木下 豊君)

1番の案件でございますけれども、7月に入りまして申請人から御連絡をいただきまして、隣の家が売買にかかっていたということの中から、備考にありますとおり先代の頃から住宅敷地として使っていた部分が農地のままであったというようなことであります。

これにつきまして現況を宅地として改めて申請をし直したいということでございますので、周りは住宅地ということですので、問題ないと判断いたしました。

以上です。

20番 (菅沼 佳彦君)

2番です。

7月9日に森委員と現地の方を確認いたしました。

地図にありますように、北面、西面が道路、それから南面は宅地で、東面が傾斜地の山林に囲まれた農地であります。

以前から農業倉庫として一部使っていたけれども、分からなくて事後処理というような形での申請になりますけれども、当初からの申請にしても、周りの農地、それからほかへの影響もないことから、問題はないかと思えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第38号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第38号 農地法第4条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査

(出口 大悟君)

それでは議案書 8 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明し、御提案とさせていただきます。

計 10 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 10 ページの左側を御覧ください。

5—1 で表示した場所になります。

北割 2 区、XXXXXXXXXX の南 1 筆 308 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが子どもの成長に伴い手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を使用したい、貸付人は子である借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 7 月 6 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 3 種、300m 以内にXXXXXXXXXX ありということでございます。

続きまして 2 番となりますが、場所につきましては 10 ページ右側を御覧ください。

5—2 で表示した場所になります。

先ほど計画変更で御説明させていただいた案件になります。

中割区、XXXXXX の東 2 筆、計 2.97 m²になります。

8 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、営農型太陽光発電施設。

理由でございますが、借受人は遊休農地を有効利用するため営農型太陽光発電事業を計画した、発電した電力は隣地の工場へ自営線で供給し、下部農地ではブルーベリーを栽培するため当地を借り受けたい、貸付人は長年営農できておらず借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 18 年 12 月 6 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として一時転用で見えております。

続きまして 3 番となりますが、場所につきましては 11 ページの左側を御覧ください。

5—3 で表示した場所になります。

市場割区、 の南2筆、計145㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、バラ園。

理由でございますが、譲受人は現在管理しているバラ園が高齢者施設の利用者や地域の保育園の園児等が見学に訪れる憩いの場となっていることから敷地を拡張したいと考え当地を取得したい、譲渡人は高齢であり農業経営規模を縮小したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年7月6日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として非代替性で見えております。

続きまして4番となりますが、場所につきましては11ページ右側を御覧ください。

5-4で表示した場所になります。

町2区、 の東2筆、計1,065㎡になります。

8ページにお戻りください。

申請目的でございますが、建売住宅。

理由でございますが、譲受人は不動産業を営んでおり申請地周辺は宅地化され住宅地に適していると考えられることから建売住宅を建築、販売するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては2種、消極的2種となりまして、不許可の例外として集落接続で見えております。

続きまして5件目でございますが、場所につきましては12ページの左側を御覧ください。

5-5で表示した場所になります。

上穂町区、 の東1筆129㎡になります。

申請目的でございますが、駐車場用地。

斜線部分と一体的な利用となっております。

理由でございますが、譲受人は以前より自身が経営する店舗の来客用等の駐車場として利用してきたが農地法の手続が取られていなかったことから今回手続を取り引き続き駐車場用地として使用するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第1種住居地域となっております。農地区分につきましては3種の用途地域となります。

続きまして6件目でございますが、場所につきましては12ページの右側を

御覧ください。

5—6 で表示した場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの南 1 筆 538 m²になります。

申請目的でございますが、歯科医院用地。

理由でございますが、譲受人は歯科医院開業のため必要な敷地が確保でき交通の利便性もよい当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

こちらも斜線部分と一体的な計画となっております。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております。農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くにXXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXありということでございます。

続きまして 7 件目でございますが、場所につきましては 13 ページの左側を御覧ください。

5—7 で表示した場所になります。

先ほど計画変更で御説明した場所になります。

町 4 区、XXXXXXXXXXの北 1 筆 330 m²になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが手狭になってきたことから住宅を新築するため当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、平成 15 年 12 月 10 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては 1 種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見えております。

9 ページをお開きください。

続きまして 8 件目でございますが、場所につきましては 13 ページ右側を御覧ください。

5—8 で表示した場所になります。

下平区、XXXXXXXXXXの北 1 筆 285 m²になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在借家住まいであるが実家の農業を継承するため実家の隣接地において住宅の新築を計画し、住宅用地として当地を使用したい、貸付人は高齢で農業経営規模を縮小したいと考え借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和 4 年 7 月 6 日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として集落接続で見
ております。

続きまして9件目でございますが、場所につきましては14ページの左側を
御覧ください。

5—9で表示した場所になります。

中沢区、 の北西1筆96㎡になります。

申請目的でございますが、住宅敷地。

理由でございますが、譲受人は自家用野菜を栽培するため家庭菜園として敷
地の利用を計画したが自身が所有する住宅の敷地内では面積が不足するため
当地を取得したい、譲渡人は譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年7月6日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、土地改で、不許可の例外として施設拡張で見
ております。

続きまして10件目でございますが、場所につきましては14ページの右側を
御覧ください。

5—10で表示した場所になります。

東伊那区、 の南4筆、計361.79㎡になります。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、借受人は現在市外に居住しているが祖父夫婦の農業を
継承する予定があることから祖父の自宅近くへ住宅を新築するため当地を使
用したい、貸付人は借受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、令和4年7月6日、農振除外が認可となっております。

農地区分につきましては1種、10ha以上の一団の農地で、不許可の例外と
して集落接続で見えております。

以上10件につきまして御審議のほどお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございました。

では、地元委員の補足説明をお願いします。

2 番 (塩木 操君)

それでは1番の説明をいたします。

5—1で示された地図を見ていただくと分かりますように、親の住宅のすぐ
隣に農業後継者が家を建てて戻ってくるということです。

周りも全て さんの土地になっていますので、日照とか景観、そうい
うことについては問題がないと判断いたしました。

- 25番 (米山 茂寿君)
以上です。
2番になりますが、先ほど述べたとおりでございます。
以上です。
- 会長 (氣賀澤 道雄君)
3番になります。
3番は8月6日に春日委員と現地を確認してきました。
地図にありますように、黒いところが今回の該当地になりますが、この地図でいう左側の斜線の部分につきましては、現在ここがバラ園になっております。
今回取得するところは、■■■■さんという方から借りて野菜を作っておりますけれども、ここもバラ園にしたいということで今回の申請になっております。
水等も問題ないと判断しております。
以上です。
- 11番 (代田 和美君)
4番です。
ここは8町内で、ほとんどが新興住宅地になっておりまして、この一角だけ残っていたような場所ですので、住宅地に変わることによって有効利用できると思いますので、問題ないと思います。
- 15番 (倉田 益式君)
5番6番を続けて御報告いたします。
5番につきましては、12ページ、もう周囲が家に囲まれておりまして、この件についてはてんまつ書というものがついて上がってきたんですが、実際にはもう40年ほど前から駐車場として利用されてきたもので、今回それが農地から駐車場に転用ということで、特に問題はございません。
それから6番ですけれども、12ページの5—6、右側を見ていただくように、■■■■であつたり■■■■であつたり、そういうものに囲まれたちょうど信号の角っこにあります。
今回の予定としましては、この農地を含めて■■■■さんの宅地を全て買い上げて歯科医院を開業するというので、こちらにつきましても、周囲についてはもうほぼ商業エリアになっておりますので、転用につきましては特に問題ないと判断いたします。
以上です。
- 3番 (堀 敏君)
7番です。
先ほど計画変更で御説明したとおりでございます。
遊休農地の有効活用という観点から、特に問題ないと思います。

12番 (宮下 修君)

8番ですが、13ページの地図を見ていただきまして、■■■■さんって書いてあります横にかぎの手の農業用の倉庫等がありましたが、そこも更地という形になりまして、今年の夏に農業用の今までの倉庫等を約倍の大きさにして建てまして、そこの横に住宅ということです。

■■■■さんに行って御本人とも話をしましたが、問題ないということでありませ

す。

以上です。

6番 (田村 晴男君)

9番です。

この土地は中沢の■■■■の前の土地でありまして、訳ありまして農地のほうが全部競売になったというような形で、以前からこの土地を管理されておった■■■■さんが全てを買い取ったという形になっております。

譲受人の■■■■さんという方でありませ

す。

今現在、そちらの大きな畑のほうは2枚続いて■■■■さんのほうでゴマを作っておるところでございます。

以上です。

16番 (吉瀬 久司君)

8月9日に白川委員と現地を確認いたしました。

14ページを見ていただいたとおり、■■■■さんの関係なんです

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ありがとうございます。

それでは、これより質疑、意見に入りたいと思います。

質問、御意見ございましたらお願いいたします。

15番 (倉田 益式君)

何度も同じことで質問して申し訳ないんですが、2番、許可基準のところ

「一時転用（3年）」ということで入っています。

先ほどはブルーベリー栽培ということで3年過ぎて4年目あたりから実際には収穫が順調に始まるということだったんですが、その辺をどういうふうに考えたらいいのか事務局のほうで御説明いただきたいと思います。

主 査 （出口 大悟君）

通常の一時的転用については3年が限度となっておりまして更新することはできないんですけれども、営農型太陽光発電については国のほうで繰り返し更新ができるということになっておりますので、3年を経過する前に改めてもう3年の一時的転用の申請をする、それを繰り返していくという形になります。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

よろしいですか。

15番 （倉田 益式君）

はい。

会 長 （氣賀澤 道雄君）

ほかにありますでしょうか。——よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

それでは、議案第39号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 （氣賀澤 道雄君）

御異議なしと認めます。よって、議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第40号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 （小林 かおる君）

議案書15ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（貸借）を御説明し、御提案とさせていただきます。

まず公告年月日でございますが、令和4年8月31日でございます。

期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが3,373㎡、畑が1,158㎡でございます。

貸手が2、借手が2です。

下の(2)番(3)番の表につきましてはお目通しいただき、16ページに詳細が載っておりますので御確認をお願いします。

なお、17 ページにつきましては解除条件付貸借となっておりますので、御確認をお願いいたします。

以上、御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

確認で地元推進委員の方で補足説明があれば説明をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 40 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 40 号 農用地利用集積計画の策定について（貸借）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 41 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (小林 かおる君)

議案書 18 ページをお開きください。

農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）について御説明し、御提案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

公告年月日は令和 4 年 8 月 31 日でございます。

期間の終期でございますが、5 年が田 5,574 m²、10 年が田 2,460 m²、合計 8,034 m²でございます。

貸手が 6、借手は長野県農業開発公社のため 1 となります。

19 ページから 20 ページが利用権設定の各筆の明細となっております。6 名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で 22 筆を貸し付けるということとなっております。

長野県農業開発公社が権利設定後、農地中間管理事業貸借にある担い手へ記載の内容で貸付予定でございます。

権利の種類につきましてはそれぞれ御覧ください。

以上について御審議をお願いします。

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
この件につきまして地元推進委員の補足説明がありましたらお願いいたします。——よろしいですかね。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
それでは議案第 41 号につきまして質疑、意見に入ります。
質問、御意見ありますでしょうか。ありましたらお願いします。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 41 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 41 号 農用地利用集積計画の策定について（農地中間管理事業）は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。
これにて令和 4 年第 8 回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会いたします。
どうも御苦労さまでした。
- 閉 会 午後 4 時 0 0 分